

「静岡県建設工事成績評定要領の運用」の改正概要

評定の対象について、評定を省略することができる工事の追加に伴い、下記のとおり改正する。

記

改正事項	理 由	改正前	改正後
1 評定の対象 (第2条) (2)		主たる工事内容が <u>除草又は漂着物処理工事</u>	主たる工事内容が <u>除草、伐木、伐採又は漂着物処理工事</u>
6 附則		この通知は、 <u>令和7年10月1日以降に設計積算</u> を行う工事について運用するものとする。	この通知は、 <u>令和8年4月1日以降に契約</u> を行う工事について運用するものとする。